

議案第34号

幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例（平成24年条例第12号）の一部を次のとおり改正する。

題名を次のように改める。

幕別町農業農村整備事業分担金徴収条例

第1条中「農業基盤整備事業」を「農業農村整備事業」に改める。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 農業用施設の新設、廃止又は変更に係る事業

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。